

## 植物検疫措置の輸入制限効果に関する実証分析

共生農業資源経済学講座・農業環境政策学研究室  
宮田 歩

植物検疫措置は、外国からの病害虫の侵入および国内における蔓延を防ぐために実施される様々な措置と定義される。具体的には、病害虫を有する可能性のある農産物などを輸入する際に、植物検疫関連の法令に基づいて実施される検査や消毒などである。植物検疫措置をめぐっては、輸入国側が病害虫の侵入・蔓延を防ぐという点を「口実」にして、不当に農産物輸入を制限しているとの主張が輸出国側からなされ、輸入国側との間で国際紛争となる場合も多い。

日本は、火傷病(リンゴなどに寄生する細菌がひきおこす植物の病気)について、植物防疫法に基づく植物検疫措置により、火傷病発生国からのリンゴの輸入を規制してきた。火傷病は日本において未発生であり、一度日本国内に火傷病が定着すると、その根絶は極めて難しい。リンゴは日本の主要な輸出農産物の一つでもあり、火傷病が日本国内に伝播すれば、日本産リンゴの輸出にも甚大な影響が及ぶものと見込まれる。

一方、この植物検疫措置をめぐり、日本がアメリカ産リンゴの輸入を不当に制限するものだと主張するアメリカとの間で紛争となった経緯がある。火傷病の発生国であるアメリカは、日本におけるリンゴ火傷病の植物検疫措置の基準が過度に厳しく、日本が不当にリンゴの輸入を制限していると主張してきた。アメリカは、この主張を世界貿易機関(World Trade Organization; 以下、WTO)の紛争解決手続きに持ち込んで、日本に対して植物検疫措置の基準緩和を要求した。WTO 紛争処理機関による審議の結果、アメリカ側の訴えが主として認められ、日本はリンゴ火傷病に対する植物検疫措置の基準を緩和することになった。

このような国際紛争も生じていることから、農産物輸出国であるアメリカやオーストラリアなどでは、植物検疫措置が農産物輸入を制限する効果を有しているか否かについて、経済評価を試みた研究例が見られる。一方、農産物輸入国である日本において、同様の研究例は、皆無に等しい状況にある。

日本におけるリンゴ火傷病に対する植物検疫措置を経済評価した既存研究では、植物検疫措置などの効果を経済モデルで評価し、日本におけるリンゴ火傷病に対する植物検疫措置がリンゴの輸入を制限する効果を有しているという分析結果が示されている。しかしながら、日本では、リンゴ火傷病の植物検疫措置が緩和された後でも、アメリカ産リンゴの輸入自体がほとんど無い傾向にある。この傾向は、日本におけるリンゴ火傷病に対する植物検疫措置が輸入制限効果を有しているという既存研究の分析結果が再検証されるべき点を示唆するものと考えた。

本論文の課題は、日本におけるリンゴ火傷病に対する植物検疫措置がリンゴの輸入を制限する効果を有しているか否かという点を再検証することにある。具体的には、輸入制限効果の有無について統計的仮説検定ができるように、既存研究で用いられた経済モデルを拡張して分析を試みた。

分析の結果、既存研究とは逆に、日本におけるリンゴ火傷病に対する植物検疫措置がリンゴの輸入制限効果を有していないという仮説は、棄却されない点が明らかとなった。